令和７年度

井 原 市 健 全 化 判 断 比 率 及 び
資 金 不 足 比 率 審 査 意 見 書

井 原 市 監 査 委 員

井 監 第 １ ５ 号
令和８年８月２４日

井原市長　大　舌　　勲　　様

井原市監査委員　長　野　　隆

井原市監査委員　西　村　慎次郎

令和７年度井原市健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定に基づき、審査に付された令和７年度井原市健全化判断比率及び資金不足比率を審査したので、次のとおり審査意見を提出します。

目　　次

第１．審査の対象　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
第２．審査の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
第３．審査の方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
第４．審査の結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　１．健全化判断比率　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　　（１）実質赤字比率　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　　（２）連結実質赤字比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
　　（３）実質公債費比率　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
　　（４）将来負担比率　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
　２．資金不足比率　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
　３．審査意見　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12

（注）

１．表中の金額は、原則として千円単位で表示している。

２．文中に用いた金額は、原則として万円単位で表示し、表示単位未満の端数は、原則として四捨五入している。そのため計数が一致しない場合がある。

３．比率は「％」で表示し、表示単位未満の端数は、原則として四捨五入している。そのため、その内訳を合計した数値は、合計欄の数値と一致しない場合がある。

４．表中の符号の表示は、次のとおりである。

「－」・・・・・・・・・算出不能のもの

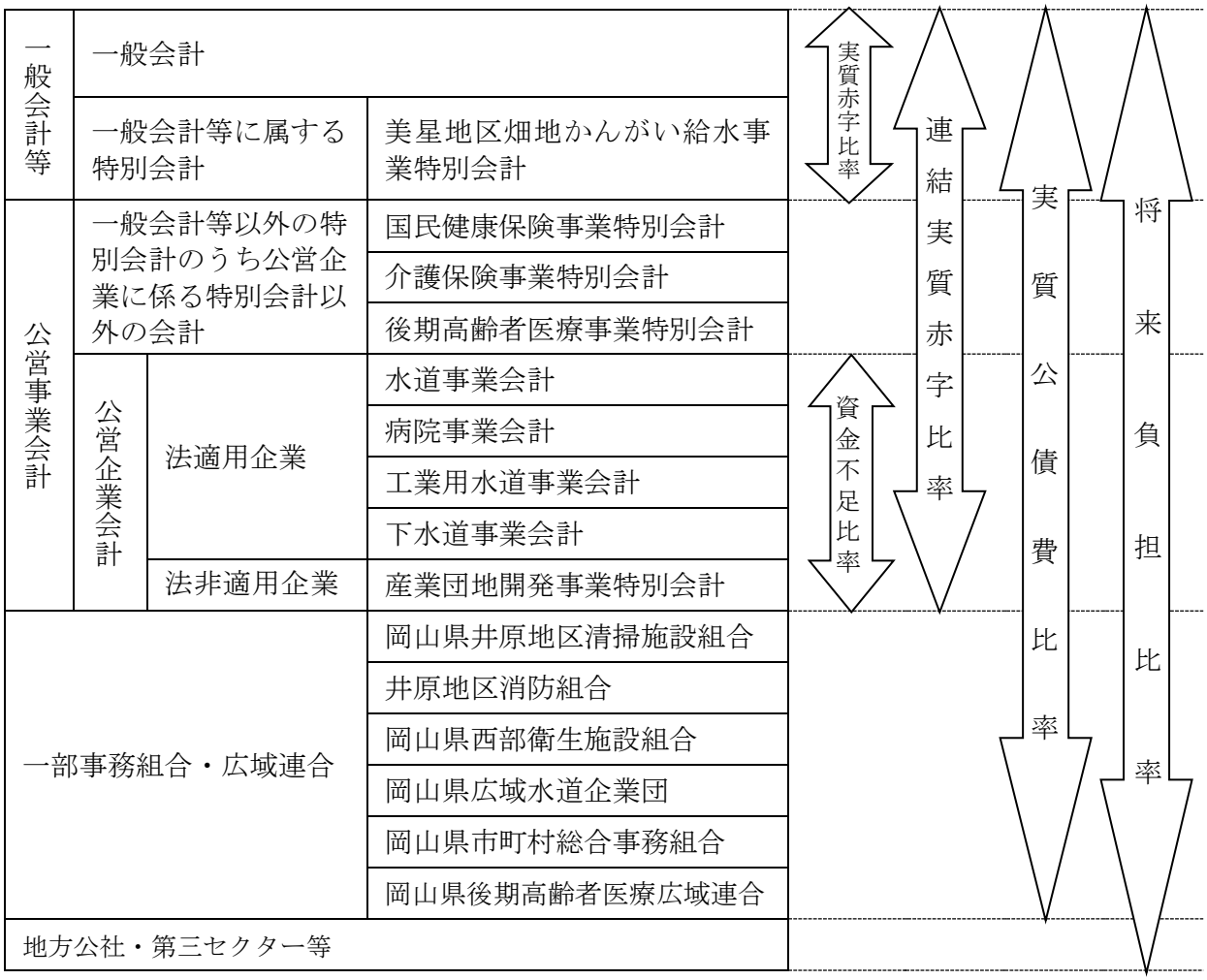
「0」又は「0.0」・・・・零となるもの及び該当数値はあるが単位未満のもの

令和７年度　井原市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第１．審査の対象

次表各会計の令和７年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計区分は、次のとおりである。



※資金不足比率は公営企業会計ごとに算定

※令和５年度より簡易水道事業は水道事業へ会計統合している。

第２．審査の期間

令和８年７月２９日から令和８年８月２０日まで

第３．審査の方法

市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを主眼として、関係書類等を照合審査するとともに必要に応じて関係職員からの説明を聴取し審査した。

第４．審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率の概要並びに審査意見は、次のとおりである。

１．健全化判断比率

健全化判断比率の状況は次のとおりである。

各比率とも早期健全化基準を下回っている。

（単位：％）

区　　分	令和７年度	令和６年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	―	―	12.89	20.00
連結実質赤字比率	―	―	17.89	30.00
実質公債費比率	10.6	10.3	25.0	35.0
将来負担比率	5.6	―	350.0	

※実質赤字比率と連結実質赤字比率の早期健全化基準は標準財政規模により算出
その他の基準は定率

（１）実質赤字比率

実質赤字比率とは、地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

一般会計等（一般会計、美星地区畑地かんがい給水事業特別会計）の実質収支額の状況は次表のとおりである。

（単位：千円、％）

会　計　名　等	令和７年度	令和６年度	比　較
一般会計等実質収支額　　A	505,987	461,257	44,730
一　般　会　計	505,987	461,257	44,730
美星地区畑地かんがい給水事業特別会計	0	0	0
標準財政規模　　B	13,569,687	13,062,084	507,603
算　式　　（A／B）× 100	-3.72	-3.53	-0.19
実質赤字比率	―	―	―

※算式の数値は、実質収支が黒字である場合は負の値で表示される。

令和７年度の一般会計等実質収支額は５億599万円の黒字となっているため、実質赤字比率の数値は算定されない。参考として比率を求めたところ -3.72％（黒字の場合は負の値）となり、前年度と比べて0.19ポイント減少（改善）している。これは主として、一般会計の実質収支額が増加したことによる。

B　標準財政規模について

標準財政規模は、通常収入が見込まれる経常的一般財源の規模を示すものである。

令和７年度は135億6,969万円となっており、前年度に比べて５億760万円（3.9％）増加している。

標準財政規模の内訳は次表のとおりである。

（単位：千円、％）

区　　分	令和７年度	令和６年度	増減額	増減率
標準税収入額等	6,038,138	5,835,350	202,788	3.5
普通交付税額	7,531,549	7,190,848	340,701	4.7
臨時財政対策債発行可能額	0	35,886	−35,886	皆減
合　　計	13,569,687	13,062,084	507,603	3.9

標準税収入額等が前年度に比べて 2 億 279 万円（3.5％）、普通交付税額が 3 億 4,070 万円（4.7％）増加し、臨時財政対策債発行可能額が 3,589 万円（皆減）減少している。

（２）連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、公立病院や下水道など公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものである。

該当会計の実質収支額及び資金剰余額の状況は次表のとおりである。

（単位：千円、％）

会　　計　　名				連結実質収支額（実質収支額及び資金剰余額）		
				令和７年度	令和６年度	比　較
一般会計等				505,987	461,257	44,730
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計		国民健康保険事業	56,568	55,455	1,113
			介護保険事業	222,926	226,532	−3,606
			後期高齢者医療事業	6,111	0	皆増
	公営企業会計	法適用企業※	水道事業	728,043	1,132,222	−404,179
			病院事業	893,310	1,036,744	−143,434
			工業用水道事業	106,271	111,930	−5,659
			下水道事業	16,745	16,451	294
		法非適用企業※	産業団地開発事業	0	0	0
合　　計　　A				2,535,961	3,040,591	−504,630
標準財政規模　　B				13,569,687	13,062,084	507,603
算　式　　（A／B）× 100				−18.68	−23.27	4.59
連結実質赤字比率				―	―	―

※法適用企業と法非適用企業

法適用企業は、地方公営企業法の適用を受ける事業で、発生主義に基づく複式簿記等の企業会計で処理されている。法非適用企業は、同法の適用を受けない事業で、現金主義の官庁会計で処理されている。

※算式の数値は、連結実質収支額が黒字である場合は負の値で表示される。

令和７年度の連結実質収支額は 25 億 3,596 万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率の数値は算定されない。参考として比率を求めたところ-18.68％（黒字の場合は負の値）となり、前年度と比べて 4.59 ポイント上昇（悪化）している。これは主として、水道事業会計及び病院事業会計の資金剰余額が減少したことによる。

（３）実質公債費比率

実質公債費比率とは、地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもので、元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で３カ年の平均値である。

実質公債費比率に関する状況は次表のとおりである。

（単位：千円）

区　　分		令和７年度	令和６年度	令和５年度	令和４年度
A	地方債の元利償還金（繰上償還等を除く）	2,490,589	2,197,152	2,006,159	1,917,843
B	準元利償還金	1,431,791	1,550,217	1,605,303	1,571,348
C	特定財源	211,674	170,852	150,598	150,609
D	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,528,300	2,452,243	2,342,093	2,314,371
E	標準財政規模	13,569,687	13,062,084	12,743,155	12,742,361

上表のＡ～Ｅを、次の算式にあてはめると、各年度の比率は下表のとおりである。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B)-(C+D)}{E-D} \times 100$$

（単位：％）

区　分 / 年　度	実質公債費比率		
	単年度	３カ年平均	
令 和　４　年 度	9.82		
令 和　５　年 度	10.76		10.3
令 和　６　年 度	10.60	10.6	
令 和　７　年 度	10.71		

※実質公債費比率（3 カ年平均）は小数点 1 位未満切捨て

実質公債費比率は 10.6％で前年度と比べて 0.3 ポイント上昇（悪化）したが、早期健全化基準（25％）を下回っている。

また、単年度実質公債費比率は前年度に比べ 0.11 ポイント悪化している。

A　地方債の元利償還金について

元利償還金は一般会計等の一時借入金利息を除く公債費である。

令和７年度の元利償還金は、前年度に比べて 2 億 9,344 万円（13.4%）増加している。

B　準元利償還金について

準元利償還金は、主として一般会計から公営企業等への繰出金のうち公営企業債償還の財源に充てたと認められるもの、一部事務組合の負担金・補助金のうち地方債の償還に充てたと認められるもの、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものなどである。

準元利償還金の状況は次表のとおりである。

（単位：千円、%）

区　　分		令和７年度	令和６年度	増減額	増減率
公営企業等	水道事業	218,983	228,951	-9,968	-4.4
	病院事業	247,903	262,935	-15,032	-5.7
	工業用水道事業	0	0	0	―
	下水道事業	901,876	993,824	-91,948	-9.3
	産業団地開発事業	0	0	0	―
	国民健康保険事業（保険）	0	0	0	―
	国民健康保険事業（直営診療）	12,330	14,431	-2,101	-14.6
	後期高齢者医療事業	0	0	0	―
	介護保険事業（保険）	0	0	0	―
	介護保険事業（サービス）	0	0	0	―
一部事務組合	岡山県西部衛生施設組合	1,080	1,426	-346	-24.3
	井原地区清掃施設組合	0	0	0	―
	井原地区消防組合	24,916	24,916	0	0.0
	井笠地区農業共済事務組合	0	0	0	―
	岡山県市町村総合事務組合	0	0	0	―
	岡山県後期高齢者医療広域連合	0	0	0	―
	岡山県広域水道企業団	22,320	22,320	0	0.0
公債費に準ずる債務負担行為額		2,383	1,414	969	68.5
合　　計		1,431,791	1,550,217	-118,426	-7.6

準元利償還金は前年度に比べて 1 億 1,843 万円（-7.6%）減少している。

C　特定財源について

特定財源は公債費に充当されている。

特定財源の状況は次表のとおりである。

（単位：千円、％）

区　　分	令和７年度	令和６年度	増減額	増減率
国・県からの利子補給	0	0	0	―
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	0	0	0	―
公営住宅建設事業の財源として発行された地方債償還額に充当した公営住宅使用料	0	2,460	−2,460	皆減
都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税	137,744	140,177	−2,433	−1.7
その他	73,930	28,215	45,715	162.0
合　　計	211,674	170,852	40,822	23.9

特定財源は前年度に比べて 4,082 万円（23.9％）増加している。これは、その他の財源に含まれる令和６年度臨時財政対策債償還基金費が令和７年度から算入されたことによる。

D　元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額について

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の状況は次表のとおりである。

（単位：千円、％）

区　　分	令和７年度	令和６年度	増減額	増減率
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	314,227	302,060	12,167	4.0
災害復旧費等に係る基準財政需要額	2,065,527	1,997,383	68,144	3.4
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金	148,546	152,800	−4,254	−2.8
合　　計	2,528,300	2,452,243	76,057	3.1

基準財政需要額算入額は前年度に比べて 7,606 万円(3.1％)増加している。これは、事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費のうち、緊急浚渫推進事業債等に係る元利償還金が増加したこと、また、災害復旧費等に係る基準財政需要額のうち、合併特例債等に係る元利償還金が増加したことによる。

（4）将来負担比率

将来負担比率とは、地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

将来負担比率に関する状況は次表のとおりである。

（単位：千円、％）

区　　分		令和７年度	令和６年度	増　減	増減率
A	将来負担額	38,531,176	37,771,400	759,776	2.0
B	充当可能財源	37,912,784	38,768,576	-855,792	-2.2
A－B		618,392	-997,176	1,615,568	162.0
C	標準財政規模	13,569,687	13,062,084	507,603	3.9
D	算入公債費等の額	2,528,300	2,452,243	76,057	3.1
C－D		11,041,387	10,609,841	431,546	4.1
算　式　(A-B)/(C-D) ×100		5.6	-9.3	14.9	－
将来負担比率		5.6	－		

将来負担比率は、5.6％で、前年度に比べて 14.9 ポイント上昇（悪化）している。

これは、地方債現在高等の将来負担額が増加したことに加えて、充当可能基金等の充当可能財源が減少したことによる。

A　将来負担額について

将来負担額の状況は次表のとおりである。

（単位：千円、％）

区　　分	令和７年度	令和６年度	増減額	増減率
地方債の現在高	22,958,639	21,965,329	993,310	4.5
債務負担行為に基づく支出予定額	109,165	47,848	61,317	128.1
公営企業債等繰入見込額	12,259,014	12,598,828	-339,814	-2.7
組合負担等見込額	263,033	306,056	-43,023	-14.1
退職手当負担見込額	2,940,995	2,852,795	88,200	3.1
設立法人の負債額等負担見込額	330	544	-214	-39.3
合　　計	38,531,176	37,771,400	759,776	2.0

将来負担額は、前年度に比べて 7 億 5,978 万円（2.0）増加している。これは、公営企業債等繰入見込額は減少しているものの、地方債の現在高が増加したことによる。

B　充当可能財源（基金・特定歳入など）について

充当可能財源（基金・特定歳入など）の状況は次表のとおりである。

（単位：千円、％）

区　　分	令和７年度	令和６年度	増減額	増減率
充当可能基金	14,254,723	14,940,518	−685,795	−4.6
充当可能特定歳入	1,307,246	1,294,569	12,677	1.0
基準財政需要額算入見込額	22,350,815	22,533,489	−182,674	−0.8
合　　計	37,912,784	38,768,576	−855,792	−2.2

充当可能財源の合計は、前年度に比べて 8 億 5,579 万円（-2.2%）減少している。これは、財政調整基金等の充当可能基金が減少したことによる。

（参考）高月工業団地企業用地造成事業に係る将来負担比率の影響について

高月工業団地企業用地造成事業は、令和７年度中に事業が完了し、同年度中に売払収入を一般会計に繰り入れ、財政調整基金に積み立てる予定であった。

しかしながら、現場において予想していなかった硬岩が確認され、工期の延長及び事業費の増額が必要となった。

このため、造成工事は、令和７年度に完了したものの、造成した用地の売払い及び財政調整基金への積み立ては令和８年度に持ち越しとなり、令和７年度の充当可能財源として算入されなくなり、令和７年度の将来負担比率は 5.6%となっている。

なお、令和７年度中に売払収入が財政調整基金に積み立てられていた場合、充当可能財源が 933,123 千円増加し、将来負担比率は△2.8%となる。

２．資金不足比率

各公営企業会計の資金不足比率の状況は次のとおりである。

各会計とも資金不足は生じていない。

（単位：％）

会　計　名	資金不足比率		経営健全化基準
	令和　7　年度	令和　6　年度	
水道事業会計	―	―	20.0
病院事業会計	―	―	20.0
工業用水道事業会計	―	―	20.0
下水道事業特別会計	―	―	20.0
産業団地開発事業特別会計	―	―	20.0

資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金の不足額（A）の事業の規模（B）に対する比率である。

A　資金の不足額の算定方法

法適用企業の場合

（流動負債 ＋ 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 － 流動資産） － 解消可能資金不足額

法非適用企業の場合

（繰上充用額 ＋ 支払繰延額･事業繰越額 ＋ 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高） － 解消可能資金不足額

B　事業の規模の算定方法

法適用企業の場合

営業収益の額 － 受託工事収益の額

法非適用企業の場合

営業収益に相当する収入の額 － 受託工事収益に相当する収入の額

資金不足は生じていないため、次ページで資金剰余額を前年度と比較する。

資金剰余額の事業規模に対する各事業別の比率は以下のとおりである。

（単位：千円、％）

区　　分	資金剰余額		事業の規模		資金剰余額の事業規模に対する割合	
	７年度	６年度	７年度	６年度	７年度	６年度
法適用企業						
水道事業	728,043	1,132,222	597,956	605,856	121.8	186.9
病院事業	893,310	1,036,744	2,193,777	2,180,271	40.7	47.6
工業用水道事業	106,271	111,930	29,366	28,674	361.9	390.4
下水道事業	16,745	16,451	303,365	284,035	5.5	5.8
法非適用企業						
産業団地開発事業	0	0	0	0	－	－
合　　計	1,744,369	2,297,347	3,124,464	3,098,836	55.8	74.1

３．審査意見

健全化判断比率のうち実質赤字比率と連結実質赤字比率は、黒字となっているため数値としては算定されない。

実質公債費比率は10.6％で前年度と比べて0.3ポイント増加したが、早期健全化基準（25％）を下回っている。

将来負担比率は5.6％で前年度と比べて14.9ポイント増加したが、早期健全化基準（350％）を下回っている。

資金不足比率については、各公営企業会計とも資金不足は生じていない。

以上のように、本市の健全化判断比率は早期健全化基準を、資金不足比率は経営健全化基準をいずれも下回っている。

大規模事業等により、今後、地方債現在高等が増加し、将来負担比率が上昇することが懸念される。健全化判断比率等の改善にもつながる負債の縮減や基金の確保など、さらなる健全な財政運営及び企業経営に取り組まれるよう期待する。